

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の概要

〔令和 2 年 3 月 2 8 日〕
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

I 趣旨等

- 新型コロナウイルス感染症は、国内においては、すでに感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、一部の地域で感染拡大が見られる。
- 今後、地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあり、感染経路の不明な患者やクラスターの発生の封じ込めること及び感染拡大の速度を可能な限り抑制することが重要である。
- あわせて重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。
- 基本的対処方針は、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものであり、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていく。

II 主な内容

1 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

- クラスターの感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生している。今後、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない。
- また、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が連日増加している。

2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

3 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ・ 正確で分かりやすい情報の提供などによる行動変容の啓発、冷静な対応をお願いする。
- ・ ウェブサイト、SNS等を活用し迅速かつ積極的な国民等への情報発信を行う。
- ・ 発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速な情報公開を行う。
- ・ 帰国者への適切な情報提供を行い、2週間の外出自粛の要請等を行う。
- ・ 地方公共団体による、住民に対する独自のメッセージや注意喚起を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 地方公共団体は、疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ・ 都道府県は、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間検査会社等を活用する。
- ・ 厚生労働省は、流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。
- ・ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ・ 政府は、迅速診断用の簡易検査キットの開発を引き続き進める。

(3) まん延防止

- ・ 都道府県は、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて的確に打ち出す。
- ・ 地方公共団体は、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ・ 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、関係する施設の休業や催物（イベント）の自粛等の必要な対応を要請する。
- ・ 都道府県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆が見られるなどの地域では、外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行う。
- ・ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。
- ・ 厚生労働省は、地方公共団体と協力して、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。

- ・文部科学省は、学校における感染防止や感染者が出た場合の対応、地域における臨時休業の在り方等に関し追加的な指針を策定する。
- ・都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。

(4) 医療

- 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来による外来医療の提供
 - ・感染症指定医療機関等への入院勧告・措置の実施
 - ・患者の増加に応じた、軽症者等の自宅療養、帰国者・接触者外来の増設、一般の医療機関での外来診療の実施 等
- 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、医療提供体制の確保を進める。
- 厚生労働省は、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
 - ・感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築
 - ・予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用 等

(5) 経済・雇用対策

- 政府は、内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行う。
- 特に、経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

- 人権等への配慮
- 物資・資材の供給
- 関係機関との連携の推進
- 社会機能の維持
- その他
 - ・緊急事態宣言の要件に該当するか否かについては、国内での感染拡大の状況等を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。